

**第 5 次真庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領**

真 庭 市

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。)第 21 条に基づき制定されている既存計画の改定(第 5 次)として実施するもの
既存計画の改定に当たっては、当該計画の最適化を図ることを主業務とし、高度な分析や複雑な手法は求めないものとし、地球温暖化対策計画(令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「対策計画」という。)を踏まえて既存データ・既存手法を最大限活用するものとする。

(2) 業務名

第 5 次真庭市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定支援業務

(3) 業務内容

別紙 1「業務仕様書」のとおり

ただし、業務仕様書はこの業務の事業候補者選定を行うためのものであり、事業候補者から提出された企画提案により、双方協議のうえ、一部変更することもある。

(4) 業務期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

2 業務に要する費用(予定価格)

8,418,000円(税込み)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること
又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 公示日から受託候補者特定の日まで真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「法人格なし団体」という。)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が

経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年5月25日（月）12時00分まで
- (2) 提出方法：別添の質問書【様式2】により、電子メールにて提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和8年5月28日（木）
- (4) 回答方法：市公式ホームページでの回答を予定

5 参加表明手続

- (1) 参加表明書の提出
参加希望者は、次のとおり参加意思表明書及び資料(以下「参加意思表明書等」という。)を提出すること。
なお、期限までに参加意思表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。
- ア 提出書類
 - (ア) 参加意思表明書【様式1】
 - (イ) 会社の概要が分かるパンフレット等 1部
- イ 提出期限：令和8年6月3日（水）12時00分まで
- ウ 提出場所：真庭市産業観光部地域エネルギー政策課
- エ 提出方法：持参又は郵送によること。
なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ア 企画提案書【様式3】原本1部
 - イ 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部
 - (ア) 会社概要【様式4】
 - (イ) 業務実績調書【様式5】
 - (ウ) 担当技術者調書【様式6】
 - (エ) 技術責任者の経歴及び実績等調書【様式7】
 - (オ) 再委託調書【様式8】※再委託する場合のみ
 - (カ) 企画提案書(任意様式)
 - (キ) 見積書(任意様式) ※注意事項 税抜き価格及び税込み価格の両方を明記し、明細を付けること

(2) 企画提案書等作成要領

ア 企画提案書の記載内容

(ア) 本業務の実施方針

応募した動機、業務特性に応じた事業者としての事業実施への取組方針について、記載すること。

(イ) 実施体制

業務を執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、組織図又はフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的に技術者の氏名を明記し、その役割分担についても明確になるよう表記すること。なお、技術者が当該年度において、他に実施している関係業務の内容を記載すること。

また、協力者や共同実施者がある場合、専門機関、地域の団体等とどのように連携・協力して業務を実施する計画なのかを記載すること。類似業務の実績等についても記載すること。業務の一部を外注する予定の場合は、その業務、外注先(予定)について補記すること。

(ウ) 各種業務の実施方法、技術提案

仕様書 11 に示す業務内容ごとに、その業務の進め方、実施内容、実施手法に係る技術的な提案、事業実施における提案者の強みなどについて、具体的に記入すること。なお、業務量・質・業務プロセスなどの分析方法、効果的かつ実効性のある計画とするために重視することを具体的に示すこと。

また、本業務終了後の継続的な取り組みとするための考え方、手法を具体的に示すこと。

(エ) 業務完了までの計画工程

業務開始から業務完了までのスケジュールについて、工程表を用いて提案すること。

(オ) その他

その他、仕様書に定めのない業務、提案、アピールしたい点等について記載すること。

イ その他

(ア) サイズは日本工業規格 A4 縦型(A3サイズを使用する場合片袖折)とすること。

(イ) 表紙及び目次を含め 15 枚(30 ページ)を限度とすること。

(3) 提出期限等

ア 提出期限：令和 8 年 6 月 17 日（水）12 時 00 分まで

イ 提出場所：真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は次のとおりとします。

(1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記 8 (1) から (3) までで示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和 8 年 6 月 18 日（木）予定

(2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8(2)で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記8(4)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年6月26日（金）予定

ア プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 提案書を提出した参加者は、別途指定する日時に、指定された会場において説明を行い、その後引き続き質疑応答を受けること。(Web会議方式での実施も可。)

(イ) 説明時間は1社当たり20分以内とし、質疑応答時間は10分以内とする。

(ウ) 出席者は1社当たり4名までとする。

また、指定する時間までに会場外の指定場所にて待機すること。

(エ) 説明に際し、提案書以外の資料を用いることは認めない。

(オ) 説明に際しては、プロジェクター等の機材の使用は認めるが、真庭市からはスクリーン及び延長コード以外の貸し出しは行わない。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知する。この場合において、選考された者のみ審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、メールで通知する。

イ 第2次審査

審査結果を郵送により通知する。

8 審査基準及び配点

プロポーザルは次の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実績・技術者	5/100点
(2) 企画提案の内容・実施体制	50/100点
(3) 参考見積書	20/100点
(4) ヒアリング等の内容（第2次審査時）	25/100点

9 日程（予定）

質問受付締切	令和8年5月25日12時00分まで
質問回答	令和8年5月28日予定
参加表明受付締切	令和8年6月3日12時00分まで
企画提案書等受付締切	令和8年6月17日12時00分まで
第1次審査	令和8年6月18日予定
第2次審査	令和8年6月26日予定

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの

- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格) を超過したもの

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類を無効とし、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案者が1社の場合も、本プロポーザルは成立するものとし、プロポーザルの審査は通常どおり実施する。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の取り扱いは審査委員会が審議して決定する。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 担当部署(提出・問合せ先)

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課 担当 川上又は藤本
真庭市久世 2927 番地 2 TEL0867-42-5055
E-mail chiiki_energy@city.maniwa.lg.jp

